ベストピア
Bestopia
2015年5月号
第339号
bestopia.jp

「パリ通信」
第41号は
こちらから
jkoga.com/

# 緑も深き若葉の里

## 恵みに匂い愛に香る

私が住む処に最適の一節です。（讃美歌２１−２８９）
「目に青葉、山ほととぎす、初かつお」という句も体の芯底から湧き上がってくる恵みに匂い愛に香る季節です。
毎月の巡回訪問を今月は徒歩で回りました。戸数の少ない山里ですが二つの丘に点在しており上り下り、２時間のハイキングコースを発見しました。
深々と茂る木々の葉緑がそよ風にゆらゆらと穏やかに揺れて微かな音を奏でます。丘陵の裾にそって流れる川のせせらぎに，ほととぎすの楽しそうなさえずりが加わり自然のオーケストラを感じます。地に咲く可憐な野花が微笑み、目を遠くの空に向けると緑の中に山藤が慎ましい淑女のような姿で「わたしがここにいます」と紫のたわわな房を宙に浮かせています。うららに晴れたのどかな五月の空気は一段とその味わいを爽やかにして「ここも神のみ国なれば」と歌い出さずにはいられない祝福と感謝に満ちた一時でした。

歩いて改めて気づいたことは色彩の豊かさです。その数と違いのグラデーションを語ることは、コーヒーの香りを伝えるのと同じほどの難しさがあります。グラデーションとは有限の範囲における無限に近い最大数か？そんな問いも浮かびました。「緑色」という単語は集合名詞で木の数だけの緑色があります。一つの木でも日光の受け方、見る角度、温度と湿度の組み合わせ等によって異なり、木々が混在する

ことによってその緑色は風の強弱によって無限の変化をしています。その変化には調和作用と統一作用が働いて自然の美を創造しているようです。

茶畑の緑がことのほか瑞々しさを感じさせるのは新芽の由だと思います。若葉の一葉一葉の先端から躍り出るような力が畑一杯にみなぎっています。
昔から私は緑色は希望の色だと言ってきましたが今回の散歩でそれを確信しました。

# 民は混乱・地は慟哭

## ⑴箱根が揺れている

5月はツツジも美しい季節です。箱根の芦ノ湖畔に残雪を頂く富士山をバックに咲き誇るツツジとシャクナゲを愛でることのできる絶好の場所があります。大好きな場所ですが、今年は箱根が揺れ危険視されています。大事に至らないことを願っています。この天国のような平和な処もたちまち地獄と化すかもしれない現実に直面します。
政治をみても経済をみても何処に希望を見出していいのか判りません。政治も経済も行き着くところに誘導されています。個々人思いの選択を許さないエネルギーがつくり出されていますから、たとえその道が狂気に満ちていても、もう止まらないようです。ヒトラーの時代のドイツ、関東軍の支配欲に呑み込まれていった戦前の日本のように、繰り返しその懐かしい道を歩んで行くのでしょうか？
民主主義への道、平和への道、基本的人権の保障された道にサヨウナラを言うのかそれとも体を挺してそれらを守るのか。国民の心は揺れています。

## ⑵近代立憲と三権分立

民主主義は三権分立で担保されることになっている「はず」ですが、健全な野党を欠いている一党独裁の政党政治の元では議会制民主主義は働かず、内閣＝国会という強大な力が司法権の発動も阻止しています。
近代の立憲主義は「人間は自己中心的で不完全なものであり罪を冒す、過去に皇帝や教皇が人民への横暴搾取の過ちを冒したように政治家・官僚（為政者）も過ちを冒す。その過ちを阻止し国民の生命と財産を守るのが憲法である」という立場にあります。
これらの三権の動きを正確に報道する自由・批判する自由が保障されて、マスコミはその報道の使命があるはずでした。今は内閣によってか又は政党によって規制されています。弾圧という言葉は表向き用いられず、「忖度」という言葉が流行して

います。意味は「他人の心を推し量ること。相手が言っていないのに、勝手な解釈で、相手の思いを実現してあげようと動くこと」
今はマスコミが（自民党から圧力をかけられ）忖度していますから、「事なかれ主義」を重視する国民性が助長しています。（菅官房長官は否定していますから、推定するしかなく括弧をつけました）

## ⑶規制と弾圧の違いについて考えました。

規制は経済的関係でよく用いられます。、弾圧は政治的関係の用語。規制には経済力が動きます。政治力で言論の自由を弾圧すれば国際社会が黙っていません。今の憲法では弾圧はできません。弾圧と同じ効果を生み出すのが『忖度の醸成」、その醸成には肥料が必要です。政治的肥料は国民の目には見えません。
さて、翻って「政治・経済」の定義を思い起こそうとしましたが、殊のほか難しいことです。経済は「経世済民」と思い出しますが今の経済は「世を治め民を救済」しているでしょうか？経済をエコノミーと訳したのは明治時代ですがこれは名訳です。エコとは節約に通じます。節約（禁欲）は貯蓄に通じお金が貯まります。この余剰金をいかに使うかという精神性を資本主義に見いだそうとしたのですが人間の欲望はその道を見失いました。
政治の語源は治水に関係することから「旨く調整すること」にたどり着きました。
「政治とは多様な民意を受けとめて衝突を最小限に抑えながら合意点を探る作業」（朝日新聞５月１９日社説）
今の日本の政治家の多くは権力を調整して旨く金を儲けること、そのために政治を手段にしているようにみえます。政治家のお金の使い方が良く判りません。

## ⑷国民の混乱

朝日新聞社が行った5月16−17日の世論調査は国民の混乱を如実に表しています。抜粋して簡略に記します。

①安倍内閣を支持しますか。支持しませんか。
　支持する　　４５
　支持しない　３２
支持する人が多いにもかかわらず各論では次のようになっています。
国民の混乱がよく現れています。選挙制度、政党政治に問題があると考えます。

②今の国会に提出された安全保障関連法案についてうかがいます。
　　集団的自衛権を使えるようにする法案に賛成ですか。反対ですか。

賛成　　３３
反対　　４３

③後方支援を、日本周辺に限らず世界中でできるように変える法案に、
賛成　　２９
反対　　５３

④新しい法案では、そのつど法律を作らなくても、自衛隊を国際紛争に対処するため戦争をしている国の軍隊を支援するために派遣できるようになります。この法案に、賛成ですか。反対ですか。
賛成　　３０
反対　　５４

⑤安全保障関連法案について、安倍首相は、日本がアメリカの戦争に巻き込まれることは「絶対にありえない」と説明しています。この説明に納得できますか。
納得できる　　１９
納得できない　６８

⑥安倍政権は安全保障関連法案を、今開かれている国会で成立させる方針です。この法案を、今の国会で成立させる必要があると思いますか
今の国会で成立させる必要がある　２３
今の国会で成立させる必要はない　６０

⑦原子力発電の問題についてうかがいます。
原子力発電を今後、どうしたらよいと思いますか。（択一）
ただちにゼロにする　１６
近い将来ゼロにする　５６
ゼロにはしない　　２３
⑧今停止している原子力発電所の運転を再開することに、
賛成　２８
反対　５６

## ⑸大阪都構想は接戦

僅差の反対に貢献したのは共産党の力だと思います。自民党との共闘に歩調をあわせざるを得ませんでしたが自民党は二枚舌でしたからそれを見破り賢明に運動したようです。政治構造を改善するという発想は歓迎されますが、今回は方法論、考え

方が極端すぎた嫌いがあります。又、経済効果が余りにも少ない構想であったことを大阪市民は洞察しました。人口減少が加速する日本では小さな政府が必須ですが今回の構想はそこが曖昧で目的がパフォーマンスに変わったところ違和感がありました。然し、市民が直接、行政判断に参加できる制度が普及すれば民主主義が復活できる希望を与えてくれたことは、間もなく行われる憲法改正の国民投票に良い影響になると期待します。

我が家への道と自然の庭

# 日本国憲法の制定過程

「押しつけ」論が盛んで改憲派の決まり文句ですが、日本国憲法の制定過程をよく学びますと何故GHQが動かざるを得なかったかが解ります。ポツダム宣言に基づく民主憲法を作る力が日本政府に無かったからです。政府にはその力はありませんでしたが民間にはその力はありました。その民間の力が第９０帝国議会での審議に生かされ日本人の智慧も凝縮した世界に誇るべき憲法になりました。

日本国憲法の制定過程については2013年9月と11月のベストピアで詳細を記しましたが、大切な所を要約して再掲します。

①1945年10月4日、マッカーサーは東久邇宮内閣の国務大臣近衛文麿に「日本の憲法は改正しなければならない。憲法を改正して、自由主義的要素を充分取り入れる必要がある」と大きな声で決めつけるように言い、翌日５日、「人権指令」を出します。
②１０月８日近衛文麿（内大臣御用係）はマッカーサーではなくアチソン（米国国務省の代表・GHQの上層機関）を訪問、非公式に「改正の根本は国会は国民によって選ばれた代議機関でなくてはならず、内閣は国会に対して責任を負う、天皇の陸

海軍統帥権をはじめとする大権を縮小し、国会の立法権を拡大し、人権を保障する、警察、教育における中央集権制を廃止する」との内容を聞き出している。
③１０月9日幣原喜重郎内閣になり、
翌日幣原はマッカーサーを訪問、次のような元帥の見解を聞き出しています。
「ポツダム宣言を履行するにあたり日本国民が何世紀もの長きにわたって隷属してきた社会の秩序伝統を矯正する必要があろう。日本憲法の自由主義化の問題も当然この中に含まれて来るであろう」
④これを受けての政府の対応は
１０月２５日政府は松本烝治国務大臣を委員長とする「憲法問題調査委員会」が設置されるが名前の通り改正が目的ではなく改正が必要かどうかを調査する委員会で閣議了解によってできたものでした。その動きは鈍く政府案はなかなか出てきませんでした。
⑤12月26日　森戸辰男による「憲法研究会」（＊１）が組織され二ヶ月ほどの激論の後に「憲法草案要綱」を公表、GHQに提出されその評価は高く「私は民間グループから提出された憲法に感心しました。これで憲法改正が大きく進展すると思いました。「これは民主的で受け入れられる」(democratic and acceptable)。「私はこの民間草案を使って若干の修正を加えればマッカーサーが満足しうる憲法ができると考えていました。これで憲法ができると」（マイロ・ラウエル中佐）森戸らは民間として独自にこの作業と取り組んだ。

（＊１）｛法律に詳しい鈴木安蔵や今中次麿を加え「憲法研究会」を組織し二ヶ月ほど激論を重ねこの年の暮れ「憲法草案要綱」を公表。民間の草案としては最も早く、どの政党よりも一足先に出たため大きな反響を呼んだ。GHQ草案の作成に、この「憲法研究会」が採用されたことは、憲法学者の中では広く知られている｝

⑥進展しない「憲法問題調査委員会」に業を煮やした松本烝治は、鎌倉の別荘にこもり1946年の元旦から3日夜にかけて起草し1月4日に「松本甲案」を完成します。
１月２９日閣議に出され、３０日から２月１日と連続閣議で逐条審議が行われていました。その内容は明治憲法の焼き直しでポツダム宣言を無視していました。

⑦2月1日毎日新聞が上記を全文スクープします。
その内容を見てマッカーサーが激怒し、GHQは日本政府にはポツダム宣言に準拠した憲法は作れないと判断します。
ミルトン・エスマン氏(GHQ草案に係わった人)の談話によると「明治憲法は改正ではなく解体が必要であった。始めは日本政府自らが民主化、非軍事化という基本的

条件を満たす憲法草案を出してくると期待していました。その方が我々にしても良かったのです。」

⑧2月3日「マッカーサー三原則」をホイットニーに示して、一週間で草案作りを命じます。（この間の詳細はベストピア第３２１号参照）
人権条項の起草ではベアテ･ゴードン・シロタの活躍は特筆に値します。

⑨2月13日吉田茂外務大臣、松本烝治国務大臣らは8日の回答がもらえるばかりと思って会談にのぞみましが、開口一番ホイットニーは「日本案は全然受託することができない内容である故に、自分たちで草案を作成した」と述べGHQ案が配布されました。更に「私たちは形式内容共に本案を決して押し付けるものではない。然し、マッカーサー元帥が米国内部の強烈な反対を押し切って天皇を擁護する為に非常に苦労して慎重に考慮して、これなら大丈夫(天皇を護れる)最近の日本の情勢から見ても本案は日本民衆の要望にも合っていると信じている」

⑩2月18,19,21日と日本政府は松本案の説明補足を要望するもホイットニーは「松本案は検討に値するものではない。GHQ案を手直ししてもいいから48時間以内に受け入れを決定するように迫りました。(最終通告)
政府の明治憲法への撞着の強さが判ります。それが今に復活しようとしています。

⑪2月27日から3月2日にかけてGHQ案の日本語訳と法制局完了の巧みな「日本化」が行われます。担当したのは松本、入江、佐藤の三人でした。

⑫3月4日日本語のまま提出するとその日の午前10時から30時間に及ぶすり合わせが行われ、GHQ案通りになっていないところの激論が戦わされます。このとき松本烝治は「「一条ごとに議論をしておったのでは終には殴り合いくらいやらないとも限らないから、これはひとつ帰ろうというので、私は用事がある」と言って帰ったのです。佐藤は退去することなく孤軍奮闘します。（逃げた松本は政治家・佐藤は官僚）　　政治家の挙動は損か得か。損からは逃げる

「3月5日午前2時、女性の人権に関する条文を日本側が削ると主張。16時間通訳をしていたベアテさん、眠気が吹き飛んだという。国民に合わない、歴史に合わない、文化に合わない。とてもびっくりした。その反対の強さは、天皇制と同じ気持ちみたい」
最終的には元に戻され現行憲法第２４条の種が芽を出した瞬間です。
実に日本女性の大恩人と言うべきでありましょう。

⑬3月6日政府は緊急記者会見で憲法改正草案要綱を発表。
象徴天皇、主権在民、戦争の放棄とマッカーサーの意向は反映されていましたが、突然の発表に本国の国務省と極東委員会が反発（マッカーサーの苦悶は深まる）
⑭4月10日衆議院選挙、女性に参政権がみとめられ、女性議員３９名が誕生。国民に選ばれた議員、国会によって憲法が審議されるという体制をとった。
⑭5月13日極東委員会の譲歩、「総選挙で選ばれた議員によって十分な憲法審議を行うよう」等「新憲法採択の諸原則」を守ることで承認される。
⑮5月16日第90回帝国議会（憲法草案のみを審議する）が召集、開会は6月20日から4回の会期延長をして10月7日まで審議されました。
第9条についての芦田修正は7月29日となっています。国会では密度の濃い審議がつづいています。芦田首相の思いがどうであったかは分かりませんが、結果として自衛権を認めるないようになっています。然し当時の吉田茂首相は自衛権について洞察の深い発想を国会で言及しています。

# 第90帝国議会衆議院帝国憲法改正案特別委員会

◎第90帝国議会衆議院帝国憲法改正案特別委員会(1946年6月26日)
吉田茂内閣総理大臣答弁
戦争抛棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はして居りませぬが、第9条第2項に於て一切の 軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も抛棄したものであります。 従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたのであります。満州事変然り、大東亜戦争然りであります。

◎第90帝国議会衆議院帝国憲法改正案特別委員会(1946年6月28日)
吉田茂内閣総理大臣答弁
戦争抛棄に関する憲法草案の条項に於きまして、国家正当防衛権による戦争は正当なりとせらるるようで あるが、私は斯くの如きことを認むることが有害であると思うのであります。近年の戦争は多くは国家防衛 権の名に於て行われたることは顕著なる事実であります。故に正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発す る所以であると思うのであります。又交戦権抛棄に関する草案の条項の期する所は、国際平和団体の樹立に あるのであります。国際平和団体の樹立によって、凡ゆる侵略を目的とする戦争を防止しようとするのであ ります。併しながら、正当防衛による戦争が若しありとするならば、其の前提に於て、侵略を目的とする、 戦争を目

的とした国があることを前提としなければならぬのであります。故に正当防衛、国家の防衛権によ る戦争を認むると云うことは、偶々戦争を誘発する有害な考えであるのみならず、若し平和団体が、国際団 体が樹立された場合に於きましては、正当防衛権を認むると云うことこそそれ自身が有害であると思うので あります。

◎第90帝国議会衆議院帝国憲法改正案特別委員会(1946年9月15日)
吉田茂内閣総理大臣答弁
世界に類例のない条項を憲法に掲げて、以て日本国家として平和を愛好し、平和に寄与せむと欲する希望 および抱負を憲法に明示致しますことに依って、平和愛好の国民として世界に 懇 えるという気持ちもあり ますが、同時に自ら武力を撤して、そうして平和団体の先頭に立って平和を促進する、平和に寄与するとい う抱負を加えて、戦争抛棄の条項を憲法に掲げた考えであるのでございます。

このように復習して思うことは「押しつけ」られて良かったと言う感想を持ちます。ポツダム宣言を理解出来なかった政治家は「押しつけ」られなければ過去にしがみついて、民主主義への第一歩は踏み出せなかったでしょう。
同時に、論議と審議が十分な時間がかけられ且つその過程では「日本化」の努力が相当になされ、自衛権の行使が可能となる解釈の余地を残すまでに至っています。

## 間もなく周知される自民党憲法草案

然し、自民党憲法草案は「松本私案」に帰ろうとしています。
第9条だけでなく基本的人権は「公益及び公の秩序」が優先することになり（自民党草案第12条–13条）、極東委員会が最後までこだわった文民条項も変更されています。（憲法66条２　内閣総理大臣その他の国務大臣は文民でなければならない。
自民党憲法草案　　内閣総理大臣その他の国務大臣は、現役の軍人であってはならない）
現役の軍人とは何を意味するのだろうか？
既に安倍総理は「我が軍」と叫ぶように言いました。

憲法改正は既に日程に乗っています。賢明な国民の懸命な覚醒がなければ「だましだまされる」繰り返す回帰の歴史をまたまた作り出します。1年以内には自民党草案が各個人に配布されるでしょう。各自がよく読み検討する必要があります。法律家による分かり易い説明会を期待しています。